

# 業務委託特記仕様書

業務名：令和8年度那覇空港南側船揚場整備事業に伴う環境監視調査業務委託

履行箇所：那覇市字具志地先（図1参照）

履行期間：契約締結の翌日から令和9年2月1日まで

業務概要：本業務は、那覇市字具志地先的那覇空港南側船揚場整備事業において、工事中の環境監視調査を行うものである。

（適用）

第1条 本仕様書は那覇市が発注する「那覇空港南側船揚場整備事業に伴う環境監視調査業務委託」に適用する。本業務の履行にあたっては、沖縄県農林水産部制定「漁港漁場関係委託業務共通仕様書」（平成31年4月）、沖縄県土木建築部制定「土木設計業務等共通仕様書」（令和7年7月）、沖縄県土木建築部制定「測量業務共通仕様書」（令和7年7月）、その他関連する各種示方書及び指針等、関係法令、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。ただし、記載の無いものについては調査職員と協議による。

（目的）

第2条 本業務は、那覇空港南側船揚場の整備事業において、工事中の環境監視を行うことを目的とし、環境調査等を行う。

（業務内容）

第3条 本業務は、以下の作業を行うものとする。

## 3.1 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務内容を十分理解した上で、目的達成が可能な計画書及び工程表を作成する。

## 3.2 環境調査

令和8年度の環境監視調査の調査項目及び調査方法を表1、調査位置を図2に示した。

### （1）水質監視調査

#### 1）水質監視調査【委託事業者】

水質監視計画に基づいて工事中の水質調査を実施する。

#### 2）濁り監視調査【施工業者実施】

濁り監視計画に基づいて、施工業者により、濁り監視調査を実施する。

## 3.3 報告書作成

環境調査をとりまとめ、環境の変化の程度や影響要因について考察し、報告書を作成する。

（業務の着手と工程表）

第 4 条 本業務の受注者は契約後、履行期間である着手日に着手届、契約締結後 14 日以内に業務工程表を提出しなければならない。

(調査職員)

第 5 条 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。

(管理技術者)

第 6 条 「管理技術者」とは、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行う者で、受注者は本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者は、本業務の履行にあたり、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設環境）
- ・ 技術士（建設部門－建設環境）
- ・ 技術士（環境部門）
- ・ RCCM（建設環境）

(照査技術者)

第 7 条 受注者は、本業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。照査技術者は、本業務の履行にあたり、次のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設環境）
- ・ 技術士（建設部門－建設環境）
- ・ 技術士（環境部門）
- ・ RCCM（建設環境）

(業務カルテ)

第 8 条 受注者は、契約時又は完成時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(打合せ等)

第 9 条 1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 本業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職

員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

(業務計画書)

第 10 条 受注者は契約後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(関係機関との協議及び調整)

第 11 条 1 関係機関との協議、及び調整を十分に行うこと。  
2 関係機関との協議や調整の準備、資料作成及び議事録作成を行うこと。

(地元関係者との調整等と土地への立入り)

第 12 条 1 地元関係者との協議及び調整に当たっては、誠意を持って対応するものとし、これに必要な資料の作成を行うこと。  
2 現地調査の際は、地域住民及び権利者とのトラブルがないよう十分配慮すること。また、業務のため第三者の土地に立入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立入ることとし、立木及び工作物等に損害を与えた場合は受注者の責任と負担をもって処理すること。

(占有物件)

第 13 条 本業務実施の際、占有物件等の事前調査を十分行い、地下埋設物や敷設された構造物に損害を与えないように注意して行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任と負担をもって処理すること。

(成果品)

第 14 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

報告書 A4 版 簡易製本 2 部  
電子成果品 CD-ROM 2 部  
その他、調査職員が指示するもの

(電子納品)

第 15 条 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。  
2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の「電子納品に関する手引き(案)」(以下「手引き」という。)に基づいて作成するものとする。  
3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R(ISO9660 フォーマット レベル 1))で 2 部提出する。なお、要領・基準類及び手引きに特に記載の無い項目については、調査職員と事前協議(「事前協議チェックシート」手引きより)を行い決定すること。

- 4 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(関連法令等の遵守)

第 16 条 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(業務の完了)

- 第 17 条 1 本業務の完了は、提出書類(成果品)及び業務管理状況の検査が合格した時を完了とする。
- 2 受注者は前項の検査合格後、成果品に疑義が生じた場合または現地確認が必要な場合は速やかに対処しなければならない。

(修補)

第 18 条 受注者は修補の必要があると認められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。

(契約の変更と一時中止)

第 19 条 発注者が必要と認めた場合は本業務内容の変更、設計業務等の一時中止を命じることがあるが、その場合受注者は発注者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第 20 条 受注者は作業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なしにコピー等又は他人に公表、貸与してはならない。

(疑義)

第 21 条 本業務に際して、疑義が生じた場合は発注者、受注者協議のうえ発注者が決定するものとする。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

- 第 22 条 1 受注者は、当該業務の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- 第 23 条
- 1 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を契約検査課へ提出しなければならない。
  - 2 受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
  - 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
  - 4 受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。

(保険加入の義務)

- 第 24 条 共通仕様書で定められている保険加入について、法定外の労災保険については保険証書の写しを調査着手前に提出すること。

表 1 環境調査項目及び調査方法（令和 8 年度）

環境調査項目		時 期	調 査 内 容
水質監視調査	水質監視調査	工事中 2回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地点：2 地点</li> <li>・ 調査時期：工事中 2 回</li> <li>・ 分析項目：生活環境項目（pH,COD,DO,大腸菌数,n-ヘキサン抽出物質,全亜鉛,T-N,T-P,SS）</li> </ul>
	水質（濁り）監視調査	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁り監視調査（施工業者にて実施）</li> </ul>

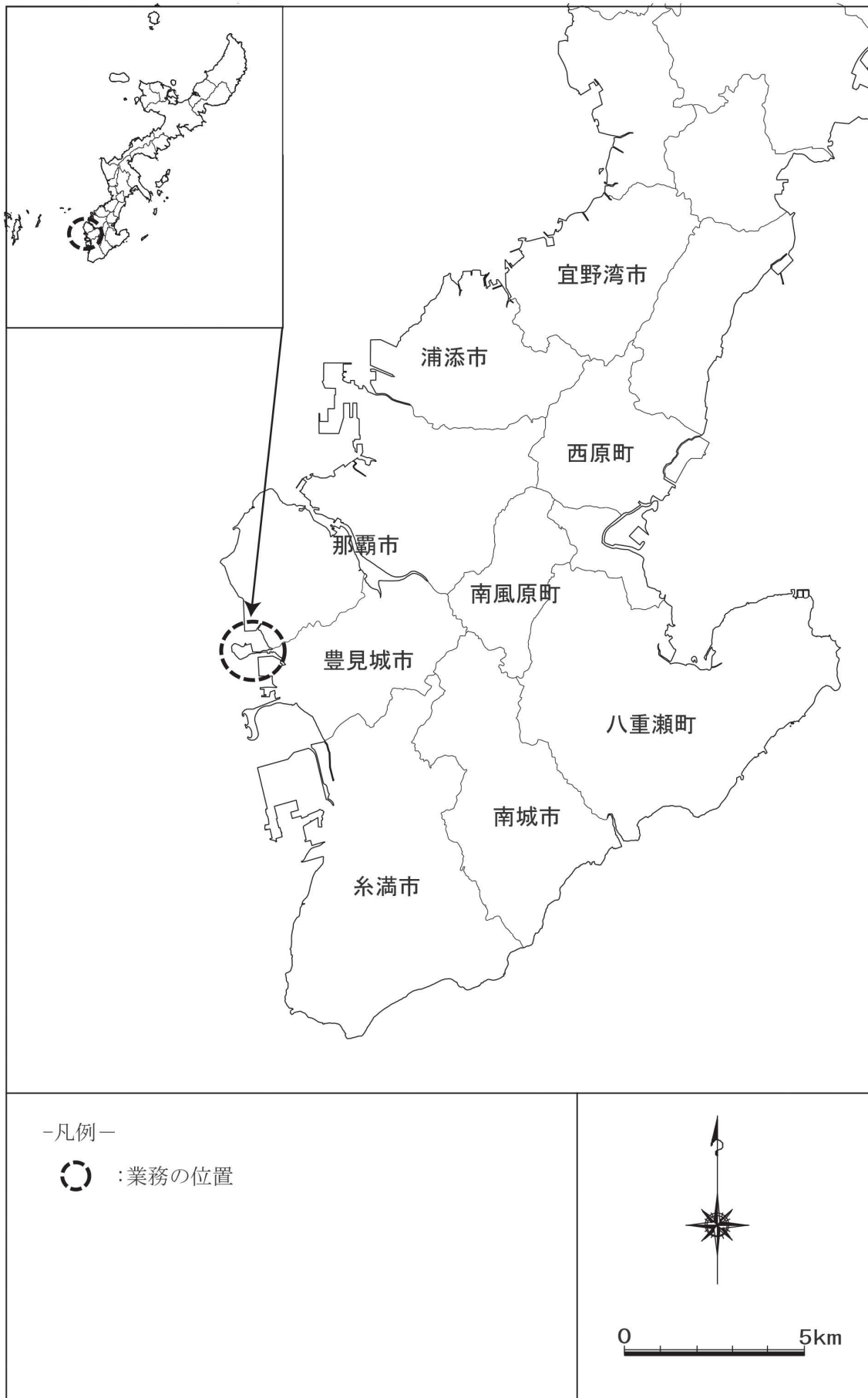


図1 業務位置説明図



図2 環境調査位置図 (水質)